

午後 3 時14分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第5号議案平成22年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。16番井本五男議員。

16番（井本五男君） 市長提案理由説明書の中の3ページで、市長のほうから当初予算について説明をいただいたわけではありますが、249億4,000万円、対前年度比1億8,500万円、約0.7%の減額予算と、こういうことであるわけではありますが、これが骨格予算だというような位置づけがなされております。市長、4月の22日で交代がなされるわけではありますが、私はこの予算額を見ましてね、これはもう立派な本予算ではないのかなと、何で骨格予算なのか。いわゆる新市長の粋、いわゆる公約によります事業、あるいは施策というものが出てくると思うんですが、それに対する、何かこう、余裕をつけられたという意味の骨格予算なのかなという判断をするわけではありますが、このことについて、ちょっと御説明をいただきたいと思えます。

○議長（柴田裕隆君） 総務財政課長。

○総務財政課長（渡邊義明君） 議員お尋ねの件ですが、今回骨格予算とさせていただきますということで説明いたしておりました。あくまでも政策的なものは外しております。新規であっても、4月から着手しなければいけない事業もありますし、全額、10分の10ですかね、特定財源で賄うものについても入れております。また、他市との関係もありますが、負担金というのがあります。負担金についても、当然政策的なものじゃありませんので、そういったものを加味しておるところです。

ただ、今回については大きく要件がありまして、子ども手当、10億円からの増額があります。それから、山田・黒川線と中心市街地、そういったもので膨れているのは確かです。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 16番井本五男議員。

16番（井本五男君） 恐らくそうだろうなあというふうに思ったわけでありませけれども、果たして新市長、どなたになってこられるのかわかりませけれども、やはり、大きな事業を展開していこうという中において、余りにも骨格予算にしては大き過ぎるんじゃないのかなあ、これはもう立派な本予算ではないのかなという、私は、心配する必要性はないのかもわかりませけれども、そういうことを感じております。

市長のほうからも、繰入金は11億1,400万円、これは繰り入れておりませんと、減額されておるわけですね。それはもう、当然新市長になれば、そういう事業が入ってくれば、これを繰り入れていかれることになろうかなあと、そういうふうに思うわけでありましてけれども、いかんせん、本当の骨格予算というのが、これで果たしていいのかなというような危惧をいたしたわけでありまして、まあ、市長としていかがでございますか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（塚本勝人君） 本来であれば、新市長がつけられる枠を残しておくというのが常道であったかなというふうに思っておりますけれども、払わなければならないものは、決まっておるものについては払うように組んでおるということは、これもまた常識ではないかなというふうに思っております。でございますので、最低限このぐらい必要じゃないかなということで、実はやっておるわけでございますが、新市長がどなたになられるかわかりませんが、格別の高額の公約等について出てくれば別と思いますが、何とかいけるんじゃないかなというふうに、私は期待をしておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案平成22年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案平成22年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第11号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第12号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第13号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第14号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第15号議案平成22年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第16号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第17号議案平成22年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第18号議案平成21年度朝倉市一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。11番田中哲也議員。

11番(田中哲也君) 補正予算で、今回9億1,000万円ほどの減額をされております。本来、去年だったと思いますけれども、決算委員会のときにも質問した記憶があるんですが、今の時期に9億1,000万円の予算を減額して、本来

当初予算で上げられたり、また途中までの補正予算で上げられた事業について、これが果たして100%事業ができて、この減額になるのか。それから、入札の減額とか、事業の国からの補助関係で中止になるというのがあったかどうかわかりませんが、そういう9億1,000万円ほどの予算を減額するという意味が、私はよく、どういう形でその根拠になったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 総務財政課長。

○総務財政課長（渡邊義明君） 議員お尋ねの件ですが、今回9億円からの減額となっております。推察のとおり、事業費確定によるものがほとんどでございます。ですから、それぞれ特別会計が減額となっております。今回そういった、恐らく不要の落とす時期が3月では遅いんじゃないかなという御質問だと思いますが、なかなか事業費確定までは、やっぱり余裕を持っておかないと、もし生活保護の予算を落とすとなると、払えない状況もありますし、その辺は加味していただきたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 11番田中哲也議員。

11番（田中哲也君） ちょっと確認ですが、そうすると、この初めの予算のときに250億円ぐらいやったですかね、当初予算、その中で9億円ほどの予算を減額するということは、初めの計画で100%、大体その事業ができるという可能性があったということですかね、落とすことは。

○議長（柴田裕隆君） 総務財政課長。

○総務財政課長（渡邊義明君） 議員御承知のとおり、20年度の3月で、地域活性化生活対策臨時交付金とかありました。今回3億円近くダムの関係で入るものが入らないとか、そういったものがあります。それから、ダム利水者からの負担金とか、それと、基金の積み立てとか、そういった絡みがありまして、それと全国ですけど、法人市民税が減額になったというのを、今回2億円落としました。その辺はもうちょっと早く落とすべきかという御意見もあるかもしれませんが、いろんな面で、国の経済対策によりまして、生活対策臨時交付金、また緊急経済対策、また公共投資臨時交付金、また今度きめ細かな交付金とか、そういった一連の流れがありますので、減額の要因としてはあるかと思えます。減額の一つとしては、生活対策臨時交付金についてはダブって計上になっておったのが一つあると思います。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案平成21年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第20号議案平成21年度朝倉市老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第21号議案平成21年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第22号議案平成21年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第23号議案平成21年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第24号議案平成21年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第25号議案平成21年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第26号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。  
次に、第27号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市三奈木地区振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案朝倉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。12番矢野公子議員。

12番(矢野公子君) 条例の改正で、杷木公民館が杷木地域コミュニティ組織の活動ということで、杷木地域の公民館というところが削除になるようですが、例えば、朝倉は同じような生涯学習センターといていた中に公民館と生涯学習センターの部分とを残しました。杷木は生涯学習センターだけになるのと思うんですが、住民が使う場合の使いやすさというのに関しては、同じように住民が十分活用できるということなのではないでしょうか、お尋ねします。

○議長(柴田裕隆君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(秋穂修實君) 今お尋ねのとおり、一度昨年の秋ぐらいですかね、新しく生涯学習センターが文化課の管理になった条例の改正を行いました際にも説明会を行いましたけど、コミュニティの事業に関するものについては100%減免ということで、これまでどおり使えるようになります。

○議長(柴田裕隆君) ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案朝倉市教育集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。10番平田悌子議員。

10番(平田悌子君) この議案に関しましては、私の総務文教常任委員会の付託事項でもございますけれども、ほかの部にわたっているようでございますので、機構改革のところですから、あえて質問させていただきたいと思います。

1点目の質問は、今杷木には人権センターと教育集会所がございますが、この取り扱いについてはどうなるのか。

2点目でございますが、この教育集会所を市長部局に持っていく根拠が何であるのか。

3点目ですが、教育集会所の条例を読みますと、内容的に教育内容が多くて、

教師がそこに出向いて学ぶのは、学んで、現場から持って帰ったりして、人権教育を学んでたんですが、大いに教育委員会の配慮もあったようでございますが、従来どおり、そのあたりの検討はなされたのかどうか、3点御質問いたします。

○議長（柴田裕隆君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋穂修實君） これにつきましては、20年度の組織機構の見直しによりまして、市長部局でありました人権・同和対策室と、教育委員会の生涯学習課の中にありました人権・同和教育係とが一つになりました。それで、人権・同和対策課となりまして、市長部局の市民環境部へと移管されました。試行的に2年経過しましたが、私どもとしては問題がないと判断したため、今回市長部局へ移そうとするもので、今啓発と教育が一本化された形で進められておりますので、支障はないと考えます。

それから、最初の質問の林田教育集会所ですかね、条例の中にあります教育集会所は五つございまして、天神町教育集会所、小隈教育集会所、東中町教育集会所、杉馬場教育集会所、それから、林田教育集会所、これまでどおり、五つの教育集会所には変わりがございません。

○議長（柴田裕隆君） 10番平田悌子議員。

10番（平田悌子君） 建物としては人権啓発センターと教育集会所が同じなのかと、そこで今度一緒にされるんだけど、その教育集会所という名称は残って活動がされるかどうか。人権啓発センターとの関係は検討されたかどうかというところです。

○議長（柴田裕隆君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋穂修實君） 条例上は教育集会所として林田教育集会所も載っておりますので、人権啓発センターという、名称は通称だろうと思っております。それにつきましては、人権同和対策課のほうの考えもあると思っておりますので、私ども条例上の教育集会所というのは同じ名称で変わりはありません。

○議長（柴田裕隆君） 市民環境部長。

○市民環境部長（小島清人君） ただいまの平田議員の質問につきましては、先ほど申し上げましたように、平成20年の機構改革で、その辺の教育分野、それから、従来の市長部局の分野、それがうまく調整ができております。そういった中で、当集会所の運営につきましても、現在まで生涯学習課長申し上げますように、何らございませんので、所期の目的に支障を来たすというようなことにはならないというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。12番矢野公子議員。

12番（矢野公子君） この条例がつくられるのに、公の施設というようなことなんですが、学童保育所が既に公のものではないかなと、私は思っているんですが、これをされる根拠をお話してください。

○議長（柴田裕隆君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（中尾勝幸君） これは自治法上公の施設については条例で位置づけをしなくてはいけないというのが根拠でございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例及び朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案朝倉市文化芸術振興条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案朝倉市旧田代家住宅条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案都市公園を設置すべき区域の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。

第18号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時39分散会